

くらしの★かわら版

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

創刊号!

2010.09

編集/発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

消費生活啓発推進員をご存知ですか？

消費生活啓発推進員は、自らが消費生活について知識を深め、市民と消費生活センターとのパイプ役として消費者被害を未然に防ぐための啓発活動を行っています。

消費生活啓発推進員(平成22~23年度)

氏名	地区	氏名	地区
高橋 節子	中根	大和田 恵子	海門町
鈴木 圭子	金上	須加野 さゆり	平磯町
小塚 洋子	津田	和田 菊江	足崎
高橋 愛子	足崎	川崎 節子	阿字ヶ浦
長江 節子	高場	保坂 真紀	津田
磯前 敦子	和田町	桑野 厚子	後台
遠藤 信子	高場	大和田 恵美子	田彦
栗原 郁子	東石川	山崎 順子	柳が丘
平野 由枝	足崎	大橋 敏子	大成町
笹崎 せき子	田彦	植木 信江	勝倉

22年度活動

- ★ 消費者月間事業
(講演会、講座、市民ホール展示)
- ★ くらしの講座
(消費生活に関わる講座の企画、準備)
- ★ ふれあい講座(寸劇等での啓発)
自治会等の要請に応じて開催します。
- ★ 消費生活展
(消費生活や環境に関する情報提供・啓発)
- ★ 「くらしのかわら版」の発行

消費者力UP講座 体験レポート

今回は、先崎キヨ子先生をお招きして、6月4日(金)に実施した『ハーブティーと紅茶でリフレッシュ』の講座の体験レポートです!

講師の先崎キヨ子先生は、ハーブや紅茶の歴史、知識、より美味しい淹れ方を丁寧に教えてくださいました。特にハーブの香り、色の楽しみ方、また、効用として頭痛を鎮める、体を元気にする、風邪や安眠の効果など、エピソードを交えての講話を大変興味深く拝聴しました。

最後に、参加者全員でオリジナルのハーブティーを作り、ラベンダーのパウンドケーキと共にいただきました。

この講座を受けてから、我が家の紅茶はとても美味しくなりました。





気をつけて!!

事例1

携帯電話の無料占いサイトで『おみくじ』をクリックしたら、突然出会い系サイトになり、一方的に「登録完了」と料金請求の表示が出た。3日以内に5万円払えとあるが、どうしたらよいか？



アドバイス

「登録になりました」と表示されても、申込みの意思もなく一方的に登録された場合、契約が成立したとは言えませんので、料金を支払わず、様子を見ましょう。また、業者に連絡を取ることは、住所や氏名などの個人情報を相手に知らせることになるので、連絡しないようにしましょう。

無料の携帯サイトには、ゲーム、レジャー、占い、天気など様々なサイトが多く、気軽に登録しがちですが、そのようなサイトにはトラブルの元がひそんでいるケースがあるので、要注意です。



事例2

突然、家に来た業者に「太陽光発電システムにしませんか？余った電気は電力会社で買い取ってもらえるので、購入代金の支払いはまかなえます」との説明を受け、230万円で契約した。しかし、説明されたほど発電量がなく、説明と大きく食い違うため解約したい。



アドバイス

太陽光発電は、地域や季節、設置した屋根の角度などによって、得られる発電量が異なります。業者の説明をうのみにせず、発電量や売電量の目安など、自分でも情報収集することが重要です。

また、設置する場合は、業者のセールストークに惑わされず、複数の業者から見積もりをとったり、既に設置しているお宅に相談するなどして、価格や設置方法などに納得したうえで契約するようにしましょう。

おばあちゃん
気をつけて!!



身近な悪質商法



事例3

一人暮らしの女性の家に「携帯電話が壊れて番号が変わった」と、長男をかたった男から電話があった。数日後、その男から「女性を妊娠させてしまった。弁護士と相談して示談金として98万円払うことになったので、なんとかお金を工面してほしい」とお金の振込みを要求する電話がかかってきた。

アドバイス

茨城県内では、高校の卒業名簿を悪用し、息子をかたった不審な電話が相次いでいるほか、現金を振り込んでしまった被害も報告されており、警察では注意を呼びかけています。



このような電話を受けたら、あわてないで冷静になって対応しましょう。「電話番号が変わった」という電話は要注意。まずは子または孫本人に連絡して、電話の内容が本当なのか確認しましょう。おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターか、警察に相談してください。

事例4

感じの良い若い男性がプレゼント交換券を配りに来たので、近所の友人と出かけてみた。近くの空き店舗で、一日限りというので中に入ってみると、そこには20~30人の人が集まっていて、日用品などがタダ同然で配られていた。とても得をした気分になったところで、最後に紹介された高級ふとんを30万円で購入してしまった。

アドバイス

こうした商法の中には、数ヶ月間同じ会場で、身近で関心の高い健康の話をして足しげく通わせ、高額な商品を購入させる手口もあります。

無料またはタダ同然で日用品を配り、人を集めるイベントには、必ず”裏”があります。景品につられて軽々しくついていかないようにしましょう。

最後に高級ふとん
欲しい人は手を挙げて!!
今日だけ特別半額だよ!



貸金業法が大きく変わりました！

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

近年、「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となっていることから、これを解決するため、従来の法律が抜本的に改正されました。



新しい貸金業法のポイント

1. 借入れは年収の3分の1まで

- ・借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- ・借入れの際に、基本的に、年収を証明する書類（源泉徴収票、給与明細、確定申告書など）が必要となります。

2. 上限金利の引き下げ

- ・法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。

3. 貸金業者に対する規制の強化

- ・法令順守の助言・指導を行う国家資格のある者（貸金業務取扱主任者）を営業所に置くことが必要となります。

❗ ヤミ金融（無登録者）からは絶対に借りないで！！

❗ 困ったら、一人で悩まずに、消費生活センターに相談しましょう。



最新の消費に関する情報は、こちらをチェック！ ↓ ↓ ↓

- 国民生活センター（消費・生活に関するトラブルや対処方法などの紹介）

 <http://www.kokusen.go.jp/>

- 消費者庁（消費者事故情報や最近の行政の取組みなどの紹介）

 <http://www.caa.go.jp/>

- 茨城県警（振り込み詐欺やサイバー犯罪などの情報提供）

※パソコンや携帯で、「ひばり君防犯メール」に登録すると、犯罪発生情報や防犯対策情報が届きます。

 <http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/>



困ったとき、不安なときは、お気軽に消費生活センターにご連絡下さい。

ひたちなか市消費生活センター

 029-273-0111（内線3233）  029-276-3081

ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎2階

相談時間 午前9:30~12:00 午後1:00~4:30 ※土日、祝日、年末年始は休みです。